

令和8年度

保育園・認定こども園・小規模保育園 入園申込みのご案内

●入園申込書等ダウンロードはこちらから

URL :

[https://www.city.kasugai.lg.jp/
kosodate/hoikuen/hoikuen/
1002326/1002331.html](https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/hoikuen/hoikuen/1002326/1002331.html)

QRコード読み取り ⇒



●入園申込書等の郵送依頼はこちらから

URL :

[https://ttzk.graffer.jp/city-
kasugai/smart-apply/apply-procedure-
alias/moushikomisyoyuusouirai](https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/apply-procedure-alias/moushikomisyoyuusouirai)

QRコード読み取り ⇒



申込書類の郵送先及び問い合わせ先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 こども未来部 保育課

電話 0568-85-6202

もくじ

○入園申込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○入園申込み手続きについて・・・・・・・・・・	3
○保育園入園審査方法について・・・・・・・・	6
○令和8年度 春日井市保育園入園選考基準表	8
○公立保育園の建替え等について・・・・・・・・	10
○令和8年4月保育園等の変更について	11
○施設マップ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○保育料・給食費について・・・・・・・・・・	18
○申込書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○各種サービス・子育て支援施設	27
○認可外保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・	30
○幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・	31

○入園申込みの前に

◆ 保育園・認定こども園・小規模保育園とは

【保育園】

児童福祉法による児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。市が運営する公立保育園と社会福祉法人・学校法人等が運営する私立保育園があります。

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つところです。ここでは、3歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、3歳未満の児童については保育が行われます。

【小規模保育園】

児童福祉法に基づき、市が認可する保育事業のひとつです。保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳児を保護者の希望により保育するところです。0歳児から3歳未満児までを対象に定員6人以上19人以下で保育を行います。

◆ 保育園等へ入園できる児童

保育園等に入園できるのは、入園時点で春日井市に住民登録があり、児童の保護者が次の表に掲げる要件に該当する事由があり、家庭で児童の保育ができない場合となります。

認定こども園の幼稚園部分を希望の場合は、この要件は必要ありません。

	入園要件	入園事由
1	就労	1か月60時間以上家庭内外で仕事をしている場合
2	妊娠・出産	母親が出産（予定）月の前後各2か月間（多胎妊娠時は産前3か月）の場合
3	疾病・障がい	病気、心身に障がいのある場合
4	看護・介護	1日につき概ね4時間以上親族その他の者を看護又は介護する場合
5	災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっている場合
6	求職活動	就労する意思があり、求職活動をしている場合
7	就学	1日につき4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校において就学している場合

【春日井市へ転入予定の方の申込について】

原則として、春日井市に住民票がない児童の申込みはできません。ただし、転入後の春日井市の住所がはっきりしていて、入園決定後、入園月の前月の末日までに住民票を春日井市に移すことができる場合には、仮に申込書を受付け審査することができます。

【育児休業中の保育園等の入園について】

原則として、保護者が育児休業中の場合、保育園等に入園することはできません。ただし、2歳児クラスから年長クラスについては、園に余裕がある場合に限り入園することができます。（育児休業の対象となっている児童の入園はできません。）

◆ 認定について

保育園等の利用に際しては、保護者の入園要件に基づき、保育の必要性の認定を受けることとなり、次のとおり、認定区分、認定事由、利用期間、保育必要量、利用者負担額が決定されます。

【認定区分及び保育必要量】

認定区分	条件	利用できる施設	保育必要量
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする場合	幼稚園（※）、認定こども園	教育標準時間
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園 小規模保育園	保育標準時間 保育短時間

※ 利用に際して1号認定が必要な市内の幼稚園は、ひなご幼稚園、いとう幼稚園、月見幼稚園、ナザレ幼稚園です。

【認定事由、利用期間及び保育必要量】（2・3号認定のみ）

	認定事由	利用期間	保育必要量
1	就労	入園の承諾開始日から、児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間	保育標準時間 保育短時間
2	妊娠・出産	出産（予定）月の前後各2か月間 （多胎妊娠時は産前3か月から）	保育標準時間 保育短時間
3	疾病・障がい	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
4	看護・介護	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
5	災害復旧	入園の承諾開始日から、災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間 保育短時間
6	求職活動	入園の承諾開始日から2か月間	保育短時間
7	就学	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
8	その他 （育児休業中の利用） （2歳児クラス～年長クラスのみ）	1と同じ期間	保育短時間

◆ 保育必要量について

2・3号認定は、保育必要量が認定区分及び認定事由により異なります。保育必要量に応じて、次のとおり保育園等の利用上限時間が決まります。

保育必要量	利用上限時間	保育必要量	利用上限時間
保育短時間	8時から16時までの間	保育標準時間	7時30分から18時30分までの間

保育標準時間を超える7時30分以前や18時30分以降の保育を希望の場合は、延長保育となります。延長保育に対応する園は限られていますので、14～16ページ「施設一覧表」の各園開園時間で確認ください。利用時間は、利用上限時間の範囲内で保護者の状況等を考慮し、各施設と調整してください。また、入園後、お子さんの状況によっては、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていけることがありますので、ご協力ください。

○入園申込み手続きについて

◆ 4月入園（新規入園）の手続き

4月の入園審査は計3回行います。

未定の日程につきましては、決まり次第市ホームページでお知らせします。

□申込書配布

【認定こども園】

令和7年9月1日（月）から、第一希望の認定こども園で配布

【保育園・小規模保育園】

令和7年10月1日（水）から、市ホームページからダウンロード又は市役所保育課から郵送で配布

□受付

【認定こども園】

園が指定する日時に第一希望の認定こども園で受付・面接

【保育園・小規模保育園】

令和7年10月1日（水）から、市役所保育課まで郵送又は持参

□受付締め切り

1次受付 令和7年12月5日（金）

2次受付 令和8年2月上旬

3次受付 令和8年3月4日（水）

□結果通知の送付

1次受付分 令和8年2月上旬

2次受付分 令和8年2月下旬

3次受付分 令和8年3月中旬

※特に1次受付の締め切り直前は、窓口が混雑しますので、早めの提出をおすすめします。

◆ 5月～翌年3月入園（途中入園）の手続き

年度途中の入園申込みの締め切りは、入園を希望する月の前月の10日（土・日・祝休日の場合はその前平日）までとなります。各月の締め切り日までに保育課（認定こども園が第一希望の場合は、直接認定こども園へ）に書類を提出してください。

入園結果については、入園希望前月の25日頃までに届くよう発送します。入園が決定した場合、各自で園を訪問してください。

◆ 保育園の入園選考について

入園の選考につきましては、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

申込状況によっては、定員を超える等の理由で入園できない場合があります。

選考の結果、入園できる場合は、「保育利用承諾通知書」、入園できない場合は、「保育利用保留通知書」を送付します。

申込状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合によっては、保育を実施しないクラスもあります。

お子さんの状況及び保育体制により、希望園以外で保育を実施する場合があります。

年度途中に申込みをする場合、新年度分の申込みは別の申込書を提出いただく必要があります。

年度途中に入園した園と新年度に決定する園と異なる場合があります。

（注）申込書類等または聞き取り事項について偽りがある場合には、保育利用承諾後であっても入園の取消しをする場合があります。

◆ 入園できなかった場合（２・３号）

選考の結果、入園できなかった場合、申込書の有効期間は入園希望月から3か月間とします。なお、当初申込み時と希望園を変更したい場合や提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、その都度、保育課までご連絡及び必要書類の再提出をお願いします。

有効期間の3か月を超えて引続き入園を希望する場合や、申込みを取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 転園について

別の保育園等へ転園を希望する場合、「転園届」を在園の保育園等に提出してください。提出期限は、転園を希望する月の前月の１０日（土・日・祝休日の場合はその前平日）となります。転園届は各保育園等にあります。

転園選考につきましては、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

転園の可否については、転園が可能となった場合のみ、前月の２５日頃までに届くよう決定通知書を発送します。希望する月での転園ができなかった場合は、年度内は継続して毎月選考を行います。転園希望を取り消す場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 年度途中の退園について

市外へ転出する、家庭での保育が可能となった等により、保育園等を退園する場合は、「退園届」を在園の保育園等に提出してください。退園届は各保育園等にあります。月の途中で退園する場合は、退園日の前月の末日までに提出いただければ、保育料を日割り計算します。

◆ 保護者の入園要件に変更があった場合について

入園後、申込時に提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、園に変更があった旨を伝え、変更後の証明書を園に提出してください。

※ 入園後、保護者の入園要件の確認をします。新年度へ入園継続する場合も再度入園要件の確認をしますので、ご協力ください。

※ 職場への実態調査や、給与明細書等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

◆ 提出・提示書類について

【保育園等入園申込みの際に提出・提示する書類（２・３号対象）】

- ① 保育利用申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書（１／４）
- ② 家庭状況確認書（２／４）
- ③ 調査事項確認書（３／４）
- ④ 入園申込確認事項チェック表（４／４）
- ⑤ 入園前の生活状況
- ⑥ 個人番号提供書
- ⑦ 入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの
（マイナンバーカード、住民票等）
- ⑧ 申請者の本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ⑨ 在園証明書（認可外保育施設・市外の認可保育施設に在園している場合で、実際に月 60 時間以上
就労しており、入園後も継続して就労を予定している方のみ）
- ⑩ 父・母の入園要件に応じた書類

次の表のとおり父・母の入園要件に応じ、父・母それぞれ書類を提出してください。提出された書類により入園選考を行います。

入園要件			提出書類
1	就労		就労証明書 自営業・農業の方は、就労証明書の他に直近の確定申告書又は開業届（新規開業の場合）（写し）
2	妊娠・出産		母子健康手帳（写し）
3	疾病・障がい		診断書又は障がい者手帳（写し）
4	看護・介護		看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）
5	災害復旧		罹災証明書
6	就労予定	仕事先が決まっている方	就労証明書
		仕事先が決まっていない方	就労予定申立書兼誓約書
7	就学		就学証明書及びカリキュラム
8	育児休業中 （２歳児クラスから年長クラスのみ）		就労証明書

※ 離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

【保育料等の決定に必要な書類（１・２・３号対象）】

令和 7 年 1 月 1 日（9 月以降利用の場合は令和 8 年 1 月 1 日）に春日井市に住民票がなかった方は、個人番号（マイナンバー）で、他市区町村の税情報を照会します。税情報が確認できなかった場合は、次の書類が必要となりますのでご承知おきください。（所得の申告をしていない場合は、申告してください。）

利用開始月	書類名
4 月～8 月	令和 7 年度市県民税課税証明書 <u>（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）</u>
9 月以降	令和 8 年度市県民税課税証明書 <u>（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）</u>

※ 令和 7 年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和 7 年 1 月 1 日に住民票があった市区町村です。

※ 令和 8 年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和 8 年 1 月 1 日に住民票があった市区町村です。

※ 配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。

※ 税情報が確認できない場合や課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。

○保育園入園審査方法について

◆ 4月入園（新規入園）審査方法

【1次審査】

審査の順番

対象児童	
1	特別支援保育希望児
2	在園児（転園申込児）
3	新規申込児（4・5以外）
4	新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
5	新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用希望）

※ 12月までに途中入園できた児童は、在園児として審査をします。

※ 2のうち小規模保育園に在園しており、施設の対象年齢に達したため、転園が必要な児童は、連携園に優先的に転園できるように調整します。

園の決定順番

園の決定方法	
1	第1希望園の中で入園選考基準表に基づく指数が高い児童から、受入れが可能な人数まで決定します
2	第1希望園で入園できなかった児童を入園選考基準表に基づき指数順にし、指数の高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【2・3次審査】

審査の順番

対象児童	
1	特別支援保育希望児
2	転園・新規申込児（3・4以外）
3	転園・新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
4	転園・新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用を希望）

園の決定順番

園の決定方法	
1	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

※ 定員の都合により希望園以外の園に決定した方は、決定園をキープしながら2・3次審査で再審査を希望することができます。再審査を希望される場合は、各締切日までに保育課へご連絡ください。

※ 転園の可否については、転園が可能となった場合のみ、決定通知書を発送します。

※ 4月入園で転園が決定した場合は、それまでキープしていた決定園に戻ることはできません。

◆ 5月～翌年3月入園（途中入園）審査方法

【5月～12月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
1	新規申込児（2・3以外）
2	新規申込児（児童の保護者が就労予定（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
3	新規申込児（児童の保護者が育児休業中の利用希望）
4	転園申込児

園の決定順番

園の決定方法	
1	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【翌年1月～3月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
1	転園・新規申込児

園の決定順番

園の決定方法	
1	全ての転園申込児及び新規申込児について、入園選考基準表に基づき指数順にし、翌年度4月の入園見込みを考慮し入園を決定します

◆ 保育園等に入園できない場合に、育児休業の延長を許容できる方について

調査事項確認書（3ページ目）の「6 保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できますか。」について「はい」を選択された場合は、審査の順番は1番最後（新規・転園のすべての希望者を審査した後）となります。そのため、入園の可能性が著しく低くなります。ただし、入園が保留となることを確約するものではありません。

4月入園の申込みでは、3次審査での入園審査となります。1次や2次審査の各申込み期限までに提出していただいたとしても、3次審査分としますので、結果は3月中旬に発送します。

また、この取扱いの変更を希望する場合は、各申込み期限までに、保育課へ連絡してください。

令和8年度 春日井市保育園入園選考基準表

次の1の基準指数に2の調整指数を加算したものを世帯の指数とします。

1 基準指数

区分 番号	区分	保護者の状況	基準 指数
1	外勤 (育児休業等からの 復職者も含む) 自営業主	月160時間以上の就労実績	10
		月150時間以上の就労実績	9
		月130時間以上の就労実績	8
		月100時間以上の就労実績	7
		月60時間以上の就労実績	6
	自営業専従者 家族従業者	月160時間以上の就労実績	9
		月150時間以上の就労実績	8
		月130時間以上の就労実績	7
		月100時間以上の就労実績	6
		月60時間以上の就労実績	5
	内職		4
2	出産	出産(予定)月の前後2か月(多胎妊娠時は産前3か月)	7
3	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している	10
		月15日以上通院加療を要する	7
		一般療養(安静加療を要する)	5
4	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定の交付を受けている	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定の交付を受けている	8
		身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	6
5	介護等	要介護3以上、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	10
		要介護1・2、要支援2、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	6
		上記には該当しないが親族を介護又は看護している	4
6	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明、避難、拘禁等	10
7	就労予定	就労先が確定しており、月160時間以上の就労を予定している	5
		就労先が確定しており、月130時間以上の就労を予定している	4
		就労先が確定しており、月60時間以上の就労を予定している	3
		就労先は確定していないが、月60時間以上の就労を予定している	1
8	災害等	居宅の復旧等	10
9	就学	職業訓練校や大学等に通学している学生(通信制は除く)	6
		通信制の学生	4
		その他就労を目的とした就学	3
10	育児休業中の利用	育児休業中で保育園を利用(1～4年保育に限る)	1
11	その他	各区分に掲げるもののほか、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	-

2 調整指数

区分 記号	区分状況	調整 指数
A	ひとり親世帯 (死亡、離婚、未婚、長期にわたる拘禁等によりひとり親(に準ずる)世帯であるとき)	+7
B	育児休業等からの復職	+2
C	保護者のいずれかが、春日井市内の認可保育施設・事業所で保育士または看護師として勤務中(予定を含む) ※看護師の方は資格証の写しを添付してください	+2
D	きょうだいが別園に通っており、同園の利用を希望する在園児	+1
E	きょうだいがすでに在園しており、新規に申し込みをする場合	+1
F	きょうだいが同時に新規申し込みをする場合	+1
G	Fのうち、きょうだいが双生児以上の場合	+2
H	多胎児を妊娠している場合(区分が出産の場合)	+1
I	認可保育施設・認可外保育施設に在園しており、新規に申し込みをする場合(保護者が月60時間以上、実際に就労しており、入園後も継続して就労している場合に限る) ※在園証明等要添付	+1

3 同一指数で並んだ場合の優先順位表

I	施設の対象年齢に達したため、転園が必須となる場合(連携園がある園は除く)
II	同一世帯で同時に3つ以上の保育施設の利用となることが見込まれる場合
III	在園のきょうだいと同一施設への利用が見込める場合
IV	同一世帯内における小学生以下の児童の人数
V	保育の必要な事由間の優先順位(各世帯で異なる指数がある場合は高い指数で判定) ①災害等 ②不存在 ③疾病 ④障がい ⑤育児休業等からの復職 ⑥外勤・自営業主 ⑦介護等 ⑧自営業専従者・家族従業者 ⑨出産 ⑩就学 ⑪内職 ⑫就労予定 ⑬育児休業中の利用
VI	利用を希望する施設のうち、当該施設の利用希望順位が高い場合
VII	その他の世帯状況(施設との近接性・所得・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等・単身赴任(予定)者)から、より保育が必要である場合

- ・部分休業、時短就労の方は、休業がない場合の就労時間に基づく指数とします。
 - ・就労時間は休憩時間を含み、残業時間を含まない時間を指します。
 - ・就労時間が月によって異なる場合は、平均的な就労時間に基づく指数とします。
 - ・就労実績は、証明書に記載された就労実績(就労日数)に就労時間に乗じた時間に基づく指数とします。
 - ・就労実績が2・3か月ある場合は、その中で一番長い時間に基づく指数とします。
 - ・就労実績が月60時間未満の場合は、「区分番号7就労予定」に基づく指数とします。
 - ・育児休業等からの復職については、証明書に記載された就労時間により判断します。
 - ・就労予定は、就労先が確定している場合、証明書に記載された就労時間により判断します。
 - ・利用申込以降に就労実績等状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。
 - ・育児休業中の利用を希望する場合は、調整指数の加算は適用されません。
 - ・育児休業等からの復職予定での申込みの場合は、入園月中の復職を条件とします。
- 条件を満たせないことが判明した場合は、入園が取消しなることや再度入園申込みが必要となることがあります。

○公立保育園の建替え等について

当市の公立保育園は、建築後約 50 年が経過している建物もあり、老朽化が進んでいることから春日井市公共施設個別施設計画（令和 2 年 3 月策定）に基づき、建替え等を順次実施しています。

◆ 西部保育園の休園について

西部保育園は、昭和 43 年（1968 年）に建て替えをおこなってから 58 年が経過し、建物や設備の老朽化が進み、整備・改修の時期を迎えています。

しかし、現在の敷地は、形状が特殊であり、現地での建て替えまたは大規模改修は困難な状況であることから、令和 9 年 3 月 31 日に休園し、現在の建物を取り壊すこととしました。

【今後の手続き】

令和 8 年 4 月時点で年中以下の児童は、令和 9 年 4 月に転園していただくことになります。4 月の転園申込については、園から 10 月頃にご案内します。また、年度途中で転園希望の方は、園にお問い合わせください。

なお、令和 8 年 4 月時点で年長の児童は、西部保育園で卒園できます。

○令和8年4月保育園等の変更について

◆ 新規認定こども園

かちがわ幼稚園が令和8年4月から認定こども園となります。

【認定こども園】

園名	住所	定員	対象年齢	開園時間
かちがわ幼稚園	旭町1丁目28番地	50	1歳児から 就学前まで	7:30~18:30

◆ 受入可能年齢の変更

次の園の受入可能年齢が令和12年4月から変更になります。

園名	変更前	変更後
さくらがおかすくすく保育園	0歳児から5歳児クラスまで	0歳児から2歳児クラスまで

※移行期につき、令和8年度に1歳児以下のクラスに入園された児童は、令和10年4月1日以降、別の園に転園していただくことになります。

※その他追加で変更があれば、随時ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

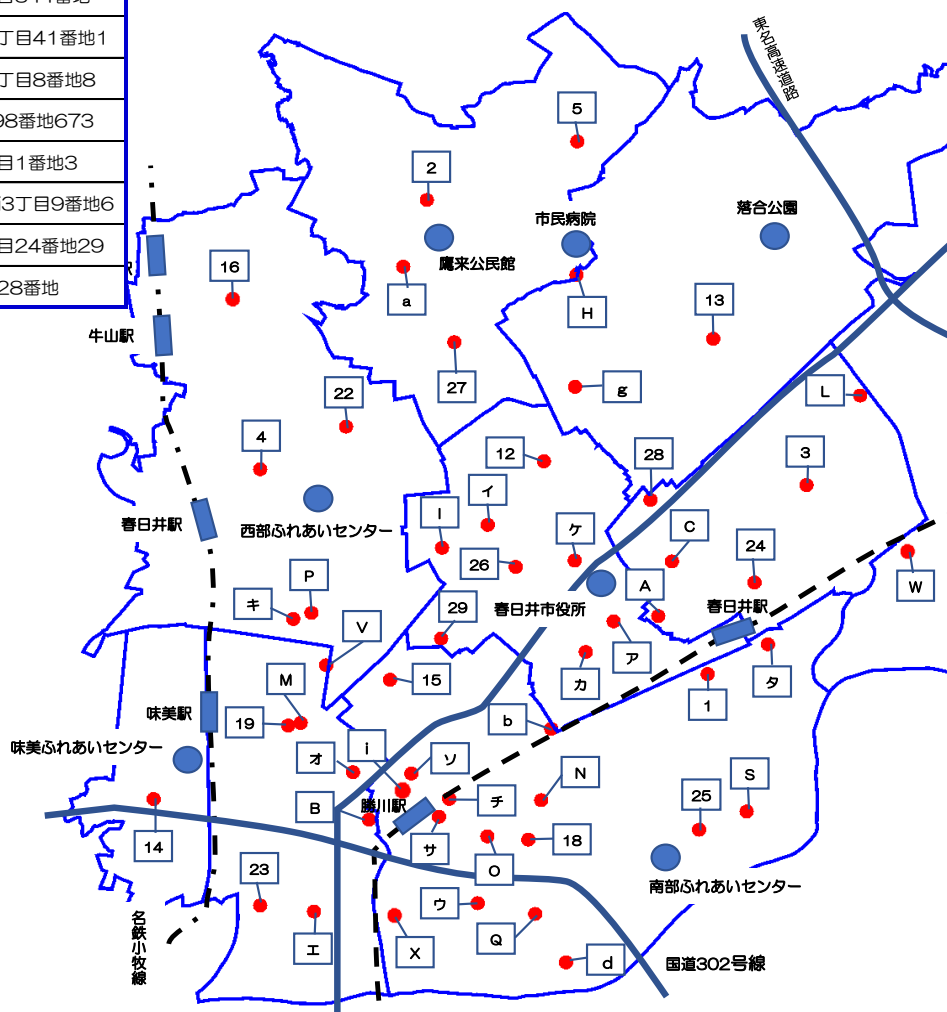
○ 施設マップ

公立保育園

園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地
1	第一	弥生町5264番地1	11	外之原	外之原町2486番地4	21	岩成台	岩成台6丁目2番地2
2	第二	上田楽町3456番地4	12	上八田	八田町2丁目13番地6	22	前並	前並町2丁目8番地1
3	第三	篠木町5丁目35番地	13	松原	東野町2丁目5番地1	23	追進	追進町1丁目50番地
4	西部	宮町字宮町101番地	14	白山	味美白山町2丁目3番地2	24	貴船	貴船町53番地
5	桃山	桃山町1丁目130番地5	15	勝川北部	旭町4丁目25番地	25	下津	下津町195番地1
6	玉川	玉野町1460番地	16	牛山	牛山町2200番地44	26	柏原	柏原町5丁目28番地
7	高座	高蔵寺町北3丁目6番地3	17	藤山台	藤山台3丁目3番地	27	大手	大手町3丁目23番地1
8	出川	出川町3丁目8番地2	18	小野	小野町5丁目16番地	28	瑞穂	瑞穂通8丁目48番地
9	坂下南	坂下町4丁目332番地3	19	味美	味美町3丁目160番地	29	柏原西	柏原町1丁目97番地4
10	坂下北	明知町875番地	20	神領	神領町1丁目1番地12			

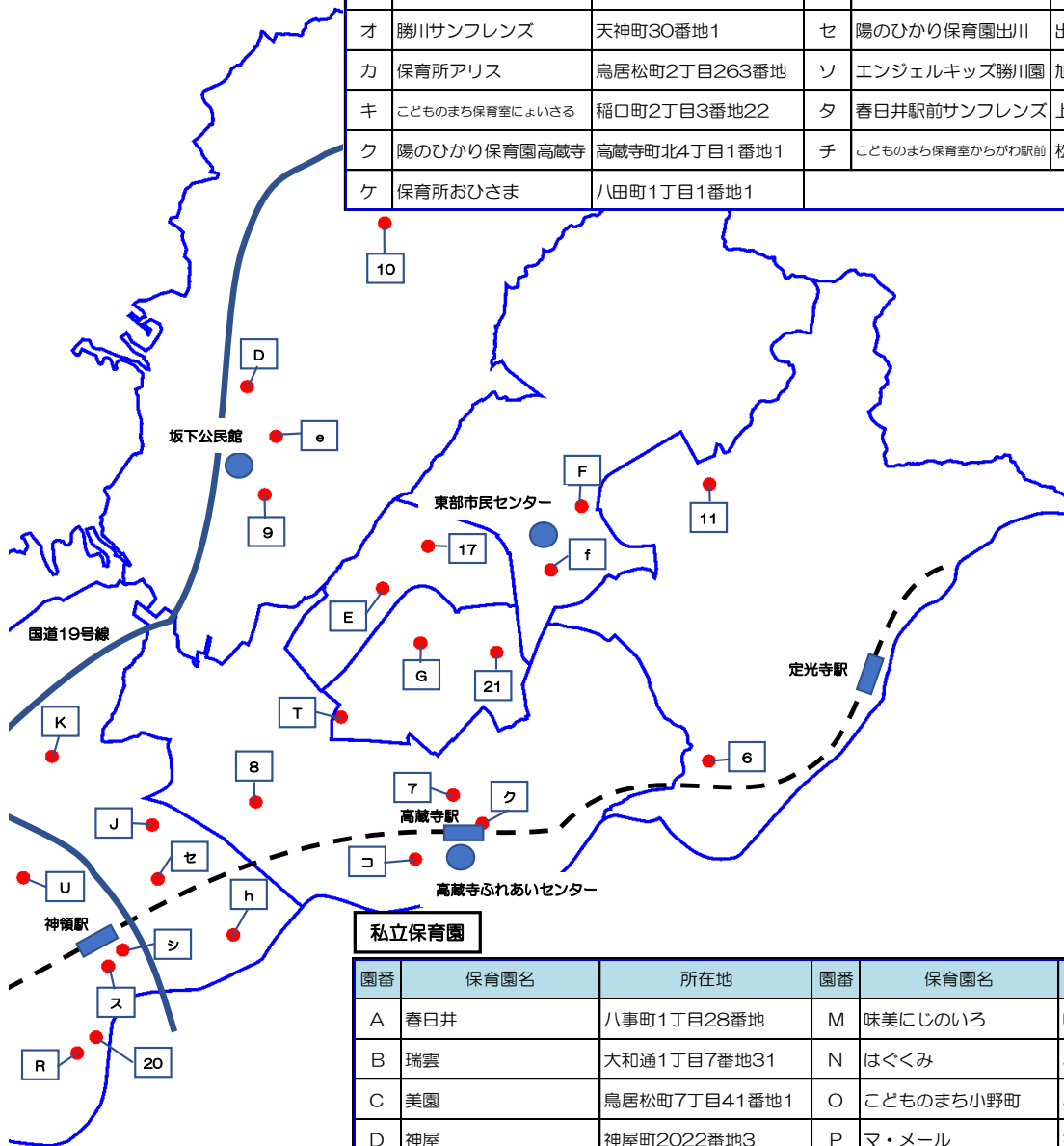
認定こども園

園番	保育園名	所在地
a	あさひがおかこども園	田楽町1550番地
b	柏井保育園	柏井町5丁目344番地
c	ぶどうの木美園幼稚園	鳥居松町7丁目41番地1
d	オリーブの木第二美園こども園	松河戸町5丁目8番地8
e	中央大和幼稚園	神屋町2298番地673
f	中央台幼稚園	中央台3丁目1番地3
g	春日マリアこども園	六軒屋町西3丁目9番地6
h	春日井いすみこども園	大留町5丁目24番地29
i	かちがわ幼稚園	旭町1丁目28番地



小規模保育園

園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地
ア	あおぞら	鳥居松町4丁目177番地	コ	高蔵寺サンフレンズ	高蔵寺町2丁目74番地
イ	トットハウス春日井	朝宮町1丁目25番地2	サ	勝川駅前サンフレンズ	松新町5丁目8番地7
ウ	ALL4KIDSチャイルドケア勝川園	松河戸町2丁目2番地19	シ	神領サンフレンズ	神領町2丁目15番地2
エ	チャイルド王子	勝川町西2丁目44番地	ス	トットハウス神領	神領町2丁目20番地10
オ	勝川サンフレンズ	天神町30番地1	セ	陽のひかり保育園出川	出川町7丁目5番地2
カ	保育所アリス	鳥居松町2丁目263番地	ソ	エンジェルキッズ勝川園	旭町1丁目13番地5
キ	こどものまち保育室にようさる	稲口町2丁目3番地22	タ	春日井駅前サンフレンズ	上条町3丁目244番地
ク	陽のひかり保育園高蔵寺	高蔵寺町北4丁目1番地1	チ	こどものまち保育室かちがわ駅前	松新町2丁目80番地1
ケ	保育所おひさま	八田町1丁目1番地1			



私立保育園

園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地
A	春日井	八事町1丁目28番地	M	味美にじのいろ	味美町3丁目142番地
B	瑞雲	大和通1丁目7番地31	N	はぐくみ	小野町4丁目2番地24
C	美園	鳥居松町7丁目41番地1	O	こどものまち小野町	小野町2丁目1番地1
D	神屋	神屋町2022番地3	P	マ・メール	如意申町3丁目6番地8
E	第一そだち	藤山台4丁目1番地3	Q	ALL4KIDSナーサリースクール勝川	松河戸町2丁目14番地2
F	高森台	高森台9丁目1番地	R	神領すまいる	神領町1丁目6番地12
G	第二そだち	岩成台8丁目4番地1	S	マ・メール上条	上条町10丁目198番地3
H	あさひにこにこ	南下原町3丁目4番地5	T	さくら第2	白山町6丁目4番地8
I	天使みつばち	朝宮町2丁目10番地12	U	第2はぐくみ	下市場町4丁目14番地1
J	さくら	出川町8丁目6番地1	V	美のつむぎ	美濃町3丁目205番地
K	いとうたんぽぽ	大泉寺町155番地1	W	ことのは熊野	熊野町字水田2255番地
L	さくらがおかすくすく	篠木町7丁目35番地2	X	ALL4KIDSナーサリースクール勝川南	森山田町96番地

○ 施設一覧表

園 種別	園 番	保育園名	中学 校区	所 在 地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別 支援 保育	上乗 徴収 ※1	対象 最少 年齢 ※2	対象 保育 クラス ※4	開 園 時 間 月曜～金曜日 土曜日
公 立	1	第一	中部	弥生町 5264番地1	81-2006	246	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	2	第二	鷹来	上田楽町 3456番地4	81-3044	130	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	3	第三	東部	篠木町5丁目 35番地	83-5522	248	○		6か月	0～5	7:30～18:30
	4	西部	西部	宮町字宮町 101番地	31-3242	194	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	※ 西部保育園は、令和9年3月31日で休園します。 令和8年度に年中以下の児童は、入園後に転園手続きが必要です。【10ページ参照】										
	5	桃山	鷹来	桃山町1丁目 130番地5	81-3073	142	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	6	玉川	石尾台	玉野町 1460番地	51-2606	132	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	7	高座	高蔵寺	高蔵寺町北3丁目 6番地3	51-2611	180	○		5か月	0～5	7:00～19:00
	8	出川	高蔵寺	出川町3丁目 8番地2	51-0031	247	○		6か月	0～5	7:00～19:00
	9	坂下南	坂下	坂下町4丁目 332番地3	88-0034	153	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	10	坂下北	坂下	明知町 875番地	88-0073	112			6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	11	外之原	石尾台	外之原町 2486番地4	91-1781	80			3歳	3～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	12	上八田	柏原	八田町2丁目 13番地6	81-2269	202	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	13	松原	松原	東野町2丁目 5番地1	81-6025	247	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	14	白山	味美	味美白山町2丁目 3番地2	31-6622	128	○		1歳	1～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	15	勝川北部	中部	旭町4丁目 25番地	31-9583	143			5か月	0～5	7:00～19:00
	16	牛山	西部	牛山町 2200番地44	31-5002	72	○		6か月	0～5	7:00～19:00
	17	藤山台	藤山台	藤山台3丁目 3番地	91-3854	150	○		5か月	0～5	7:00～19:00
	18	小野	中部	小野町5丁目 16番地	82-8500	268	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	19	味美	知多	味美町3丁目 160番地	33-6755	159	○		6か月	0～5	7:30～18:30
	20	神領	南城	神領町1丁目 1番地12	81-2013	260	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	21	岩成台	岩成台	岩成台6丁目 2番地2	91-2557	150	○		6か月	0～5	7:00～19:00
	22	前並	西部	前並町2丁目 8番地1	32-2199	181	○		6か月	0～5	7:00～19:00
	23	追進	知多	追進町1丁目 50番地	32-8525	160	○		6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	24	貴船	東部	貴船町 53番地	83-5737	165	○		5か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	25	下津	中部	下津町 195番地1	83-9880	153	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	26	柏原	柏原	柏原町5丁目 28番地	84-1890	230	○		6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	27	大手	鷹来	大手町3丁目 23番地1	84-0811	150			6か月	0～5	7:30～18:30
	28	瑞穂	東部	瑞穂通8丁目 48番地	81-4321	130			6か月	0～5	7:30～18:30
	29	柏原西	柏原	柏原町1丁目 97番地4	31-8893	239			5か月	0～5	7:00～19:00

○ 施設一覧表

園 種 別	園 番	保育園名	中学 校区	所 在 地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別 支援 保育	上乗 徴収 ※1	対象 最少 年齢 ※2	対象 保育 クラス ※4	開 園 時 間 月曜～金曜日 土曜日
私 立	A	春日井	東部	八事町1丁目 28番地	81-3821	150			10か月	0～5	7:30～18:30 7:30～13:00
	B	瑞雲	知多	大和通1丁目 7番地31	31-4405	166			1歳6か月	1～5	7:30～18:00 7:30～14:00
	C	美園	東部	鳥居松町7丁目 41番地1	81-4460	43			6か月	0～2	7:00～19:00 7:00～15:00
	D	神屋	坂下	神屋町 2022番地3	88-1796	125			6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～13:00
	E	第一そだち	藤山台	藤山台4丁目 1番地3	91-7356	45			57日目	0～1	7:00～19:00
	F	高森台	高森台	高森台9丁目 1番地	91-9860	50			12か月	1～5	7:30～18:30 7:30～13:00
	G	第二そだち	岩成台	岩成台8丁目 4番地1	92-5551	60	○		2歳	2～5	7:00～19:00
	H	あさひにこにこ	松原	南下原町3丁目 4番地5	86-5337	30			6か月	0～2	7:00～19:00 7:00～15:00
	I	天使みつばち	柏原	朝宮町2丁目 10番地12	35-5010	60	○		57日目	0～5	7:00～19:00
	J	さくら	南城	出川町8丁目 6番地1	52-6006	150			6か月	0～5	7:00～19:00
	K	いとうたんぽぽ	南城	大泉寺町 155番地1	29-8719	120			6か月	0～5	7:00～19:00 7:30～14:00
	L	さくらがおかすくすく	東部	篠木町7丁目 35番地2	97-3645	59			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	※ さくらがおかすくすく保育園の受入可能年齢が、令和12年4月から0歳児～2歳児に変わります。 令和8年度の0歳児と1歳児は、令和10年3月31日までに転園手続きが必要です。【11ページ参照】										
	M	味美にじのいろ	知多	味美町3丁目 142番地	37-3715	42			6か月	0～2	7:30～18:30 7:30～14:00
	N	はぐくみ	中部	小野町4丁目 2番地24	90-8993	96			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～17:00
	O	こどものまち小野町	中部	小野町2丁目 1番地1	29-7063	66	○		6か月	0～5	7:30～19:00 7:30～18:30
	P	マ・メール	西部	如意申町3丁目 6番地8	44-2296	107			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	Q	ALL4KIDSナーサ リースクール勝川	中部	松河戸町2丁目 14番地2	27-7440	120			57日目	0～5	7:30～19:00
	R	神領すまいる	南城	神領町1丁目 6番地12	86-0915	75			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	S	マ・メール上条	中部	上条町10丁目 198番地3	27-6367	69			6か月	0～5	7:30～19:00
	T	さくら第2	岩成台	白山町6丁目 4番地8	27-7031	150			5か月	0～5	7:00～19:00
	U	第2はぐくみ	南城	下市場町4丁目 14番地1	90-8989	69			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～17:00
	V	美のつむぎ	知多	美濃町3丁目 205番地	93-6560	60			6か月	0～5	7:30～19:00
	W	ことのは熊野	南城	熊野町字水田 2255番地	36-1650	60			6か月	0～5	7:00～19:00 7:30～18:30
	X	ALL4KIDSナーサ リースクール勝川南	中部	森山田町 96番地	27-6580	60			57日目	0～5	7:30～19:00
認 定 こ ど も 園	a	あさひがおかこども園	鷹来	田楽町 1550番地	81-8564	130			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	b	柏井保育園	中部	柏井町5丁目 344番地	84-1210	130	○		1歳6か月	1～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	c	ぶどうの木美園幼稚園	東部	鳥居松町7丁目 41番地1	81-4455	60		○	3歳	3～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	d	オリーブの木第二美園 こども園	中部	松河戸町5丁目 8番地8	81-6900	143			6か月	0～5	7:00～19:00 7:00～15:00
	e	中央大和幼稚園	坂下	神屋町 2298番地673	88-2327	59		○	1歳	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	f	中央台幼稚園	高森台	中央台3丁目 1番地3	91-6996	64			6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	g	春日マリアこども園	松原	六軒屋町西3丁目 9番地6	81-5764	71			6か月	0～5	7:30～18:30 7:30～15:00
	h	春日井いすみこども園	南城	大留町5丁目 24番地29	51-0725	90			57日目	0～5	7:00～19:00
	i	かちがわ幼稚園 (新規)	中部	旭町1丁目 28番地	31-3282	50			1歳	1～5	7:30～18:30

○ 施設一覧表

園 種別	園 番	保育園名	中学 校区	所 在 地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別 支援 保育	上乗 徴収 ※1	対象 最少 年齢 ※2	対象 保育 クラス ※4	開 園 時 間 月曜～金曜日 土曜日
小 規 模	ア	あおぞら※3	柏原	鳥居松町4丁目 177番地	84-2011	19			6か月	0～2	7:00～19:00 7:00～15:00
	イ	トットハウス春日井	柏原	朝宮町1丁目 25番地2	44-2780	19			6か月	0～2	7:00～19:00
	ウ	ALL4KIDS チャイルドケア勝川園	中部	松河戸町2丁目 2番地19	41-8161	19		○	57日目	0～2	7:30～19:00
	エ	チャイルド王子	知多	勝川町西2丁目 44番地	55-5234	19			6か月	0～2	7:30～18:30 7:30～15:00
	オ	勝川サンフレンズ	知多	天神町 30番地1	97-8458	19			57日目	0～2	7:00～19:00
	カ	保育所アリス	柏原	鳥居松町2丁目 263番地	41-8022	12			6か月	0～2	7:30～19:00 7:30～15:00
	キ	こどものまち保育室 にょいさる	西部	稲口町2丁目 3番地22	41-9259	19			57日目	0～2	7:30～19:00 7:30～18:30
	ク	陽のひかり保育園 高蔵寺	高蔵寺	高蔵寺町北4丁目 1番地1	52-0003	19			6か月	0～2	7:00～19:00 7:00～15:00
	ケ	保育所おひさま	柏原	八田町1丁目 1番地1	85-8999	19			6か月	0～2	7:30～18:30 7:30～15:00
	コ	高蔵寺サンフレンズ	高蔵寺	高蔵寺町2丁目 74番地	97-2991	19			57日目	0～2	7:00～19:00
	サ	勝川駅前サンフレンズ	中部	松新町5丁目 8番地7	27-5380	19			57日目	0～2	7:00～19:00
	シ	神領サンフレンズ	南城	神領町2丁目 15番地2	27-5013	19			57日目	0～2	7:00～19:00
	ス	トットハウス神領	南城	神領町2丁目 20番地10	29-7218	19			6か月	0～2	7:00～19:00
	セ	陽のひかり保育園 出川	南城	出川町7丁目 5番地2	52-0006	19			6か月	0～2	7:00～19:00 7:00～15:00
	ソ	エンジェルキッズ 勝川園	中部	旭町1丁目 13番地5	37-0122	19			57日目	0～2	7:30～19:00
	タ	春日井駅前 サンフレンズ	中部	上条町3丁目 244番地	27-7142	19			57日目	0～2	7:00～19:00
	チ	こどものまち保育室 かちがわ駅前	中部	松新町2丁目 80番地1	29-9961	19			57日目	0～2	7:30～19:00 7:30～18:30

※申込み状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合によっては、保育を実施しないクラスもあります。

※小規模保育園はすべて保育従事者全員が保育士となるA型となります。※認定こども園の定員は2・3号認定の定員となります。

※1 上乗徴収とは、教育・保育の質の向上を図る目的で園独自で保護者に一定の負担を求めるものです。内容については、各園にお問い合わせください。

※2 対象最小年齢に達した翌月からの入園が可能です。

※3 アレルギー対応及び離乳食対応ができない園となります。

※4 対象クラスの年齢は次ページの編成表で確認ください。

○ 施設一覧表

【令和8年度クラス編成表】

保育年数	クラス	生年月日
6年	0歳児クラス	令和7年4月2日～
5年	1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
4年	2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3年	3歳児クラス（年少クラス）	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2年	4歳児クラス（年中クラス）	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1年	5歳児クラス（年長クラス）	令和2年4月2日～令和3年4月1日

【小規模保育園の3歳児クラス以降の連携園一覧】

園番	保育園名	連携園名	園番	保育園名	連携園名
ア	あおぞら	第一	コ	高蔵寺サンフレンズ	出川、岩成台
イ	トットハウス春日井	上八田	サ	勝川駅前サンフレンズ	瑞雲
ウ	ALL4KIDS チャイルドケア勝川園	第一、下津、 ALL4KIDSナーサリースクール勝川、 ALL4KIDSナーサリースクール勝川南	シ	神領サンフレンズ	神領
エ	チャイルド王子	白山、追進	ス	トットハウス神領	神領、さくら
オ	勝川サンフレンズ	白山、追進	セ	陽のひかり保育園出川	出川、さくら
カ	保育所アリス	第一	ソ	エンジェルキッズ勝川園	柏原西、瑞雲
キ	こどものまち保育室 にょいさる	西部、前並、こどものまち小野町、 美のつむぎ	タ	春日井駅前 サンフレンズ	春日井
ク	陽のひかり保育園高蔵寺	岩成台	チ	こどものまち保育室 かちがわ駅前	瑞雲、こどものまち小野町
ケ	保育所おひさま	柏原、瑞穂			

※連携園とは小規模保育園を卒園する児童の受け皿となる園です。
小規模保育園卒園後、指定されている園のいずれかに転園が可能です。

○保育料・給食費について

◆ 保育料・給食費

【年少～年長クラス】

保育料は無料となります。給食費は施設によって異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。公立保育園については、19ページでご確認ください。

【0歳～2歳児クラス】

保育料の算定は、児童の父母の市民税額の合計により行います。児童の父母とは、法律上の婚姻関係にある父母だけでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も算定対象となります。また、父母の収入金額が150万円（ひとり親家庭は120万円）を超えない場合で、同一地番内に次の（１）、（２）に該当する者がいる場合は、その者も算定対象となります。

（１）祖父母のうち収入金額が父母の収入金額の合計を上回る者（２人以上ある場合は最高額の者）

（２）祖父母以外で、児童又は父母を市民税の扶養親族としている者（２人以上ある場合は収入金額の最高額の者）

保育料の算定は、原則各月初日の世帯状況により行います。

保育料の算定方法につきましては、19ページでご確認ください。なお、公立保育園・私立保育園・認定こども園・小規模保育園で、保育料の違いはありません。

給食費は保育料に含まれます。

※ 市民税に影響する確定申告等及び市民税・県民税申告を行った場合は、申告書の写しを提出してください。保育料に影響する場合は、提出があった月の翌月から見直します。

◆ 納入方法

公立保育園・私立保育園の保育料、公立保育園の給食費は市が徴収します。納入方法は口座振替で、納期限（口座振替日）は毎月15日です。ただし、15日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。納付済通知等はありませんので通帳を記帳のうえご確認ください。

認定こども園・小規模保育園の保育料、私立保育園・認定こども園の給食費は、施設により納入方法が異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

◆ 保育料・給食費の減免

保育料・給食費が減免される場合があります（児童が病気やけが等で長期にわたり欠席するときなど）。詳しくは保育課までご相談ください。

◆ 児童手当からの特別徴収

保育料の滞納が続く場合は、児童手当から特別徴収（同意を得ず保育料分を徴収）することがあります（市が徴収するものに限ります）。

◆ 実費徴収と上乗せ徴収

保育料と給食費の他に絵本代等の実費徴収があります。その他、保育の内容の向上のための上乗せ徴収を実施している園がありますので、詳しくは各園にお問い合わせください。

◆ 給食費（公立保育園、年少～年長クラス）

【給食費について】（令和7年度現在）

- (1) 月額5,800円
- (2) 土曜日を利用する場合は、土曜日の利用日数に応じ290円増額となります。
- (3) 給食を食べない月がある場合は、前月までに申し出れば減額となります。

◆ 保育料（0歳～2歳児クラス）

【保育料の算定方法について】

保育料は、対象の方の4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度の市町村民税所得割額の合計に基づき、次の保育料表のとおり決定します。

市町村民税所得割額は、住宅ローン控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用する前の額となります。

【保育料表】

階層	保育料(月額)	階層区分定義	階層	保育料(月額)	階層区分定義
A	0	生活保護法による被保護世帯	D8	23,400	市町村民税所得割額 97,000円以上109,000円未満の世帯
B	0	市町村民税非課税世帯	D9	27,000	市町村民税所得割額 109,000円以上121,000円未満の世帯
C	1,000	市町村民税均等割のみの世帯			
D1	3,000	市町村民税所得割額 16,200円未満の世帯	D10	30,600	市町村民税所得割額 121,000円以上133,000円未満の世帯
D2	5,000	市町村民税所得割額 16,200円以上32,400円未満の世帯	D11	34,200	市町村民税所得割額 133,000円以上145,000円未満の世帯
D3	7,000	市町村民税所得割額 32,400円以上48,600円未満の世帯	D12	37,800	市町村民税所得割額 145,000円以上157,000円未満の世帯
D4	9,000	市町村民税所得割額 48,600円以上60,700円未満の世帯	D13	41,400	市町村民税所得割額 157,000円以上169,000円未満の世帯
D5	12,600	市町村民税所得割額 60,700円以上72,800円未満の世帯	D14	45,000	市町村民税所得割額 169,000円以上265,200円未満の世帯
D6	16,200	市町村民税所得割額 72,800円以上84,900円未満の世帯	D15	48,600	市町村民税所得割額 265,200円以上の世帯
D7	19,800	市町村民税所得割額 84,900円以上97,000円未満の世帯			

【きょうだいがいる場合の保育料の算定方法】

同一世帯で2人以上の児童が保育園、幼稚園等を利用している場合、その中で2人目の児童の保育料は各階層の半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります。なお、児童の年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

次のア～ウのいずれにも該当する児童（※同居をしていない児童も含む）が2人以上いる場合において、これらの児童のうち第2子の児童の保育料は右の表のとおりで、第3子以降は無料です。

- ア 保護者に監護されていること
- イ 保護者と生計を同じくしていること
- ウ 年度初日において18歳未満であること

○第2子保育料（ア～ウに該当する場合）

市町村民税所得割額区分	保育料（月額）
97,000円未満の世帯	無料
97,000円以上301,000円未満の世帯	各階層の半額

※同居をしていない児童（例：寮で暮らす高校生）がいる等の場合は、保育課までお問い合わせください。

◆ 延長保育料

通常の保育料に次の区分に応じ延長保育料を加算します。ただし、保育料の階層がA、Bのときは加算しません。

延長保育の実施区分	金額（月額）
午前7時30分以前の保育の実施（朝延長）	1,000
午後6時30分以後の保育の実施（夕延長）	1,000

◆ 給食費、保育料の減免について

給食費、保育料減免対象の判定については、課税されている市町村民税所得割額に、住宅ローン控除、配当控除、寄附金控除等を適用する前の市民税額で行います。

【給食費の減免について】

次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、給食費のうち副食費が免除され、主食費のみとなります。

（１）市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯

（２）同一世帯で3人以上が保育園、幼稚園等を利用しており、その中で3人目以降の児童

※児童の年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

（３）ひとり親世帯等(注1)であり、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

【保育料の減免について】

次の（１）または（２）に該当する場合は、保育料が減免されます。

（１）多子世帯の減免制度

対 象	次のいずれにも該当する世帯 ①子ども(注2)が2人以上いる世帯 ②市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
内 容	子ども(注2)の数え方は、年齢が高い順に第1子、第2子、第3子以降となります。（保育園・幼稚園等の利用の要件はありません。） 第2子の保育料は各階層の半額、第3子以降は無料になります。

（２）ひとり親世帯等(注1)の減免制度

対 象	次のいずれにも該当する世帯 ①ひとり親世帯等(注1) ②市町村民税所得割額77,101円未満の世帯
内 容	子ども(注2)の数え方は、年齢が高い順に第1子、第2子、第3子以降となります。（保育園等その他の施設の利用の要件がなくなります。） 第1子は次の表のとおり、第2子以降は無料になります。

○ ひとり親世帯等(注1)の減免世帯に該当する第1子の保育料

階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)
C	500	D3	3,200	D6	7,500
D1	1,400	D4	4,100		
D2	2,300	D5	5,800		

(注1)母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に子どもを扶養している者の属する世帯。在宅で、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯。

(注2)子どもとは、生計を一にする子どもとし、同居をしていない場合も含まれます。同居をしていない子ども（例：寮で暮らす高校生）がいる等の場合は、保育課までお問い合わせください。

保育園・小規模保育園 利用申込書記入例

春日井市長

令和8年度 保育利用申込書 兼
施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)

申請日 令和 年 月 日

保護者	現住所	〒 486 - 8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地	
	氏名	春日井 父夫	電話 (0568) 85 - × × × × 携帯電話 (父) 090 - × × × × - × × × × (母) 080 - × × × × - × × × ×

受付印

提出前に申請日を記入してください

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請するとともに、利用の申込みをします。
なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む)、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

利用申込児童	(注意) 利用を希望する施設を限定する(記載が少ない)ことで、希望の施設へ入園しやすくなることはありません。利用調整を行う場合には、重要な情報となりますので、できる限り利用を希望する施設を記載してください		年齢	性別		
	春日井 姉奈		令和8年4月1日現在 8 日生 満 2 歳	男 ☐ 女 ☒		
利用を希望する施設	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	
	第一保育園	第二保育園	第三保育園	大手保育園	春日井保育園	
利用申込児童と同居している家族	利用申込児童を除く同居する(同一敷地)家族全員を記入してください 同居していない児童(18歳未満)がいる場合は記入してください ※保育料の算定に影響する場合があります		希望	第八希望	第九希望	第十希望
			こども園	瑞雲保育園	トットハウス春日井	貴船保育園
	氏名	生年月日	年齢 [R8.4.1 現在]	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名	
	春日井 父夫	61 . 10 . 29	39	父	〇〇会社	
	春日井 母美	63 . 1 . 18	38	母	△△銀行	
	春日井 弟郎	28 . 8 . 5	9	兄	□□小学校	
	春日井 妹子	6 . 10 . 19	1	妹		
春日井 祖父介	34 . 5 . 18	66		令和8年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください(「高校進学予定」等)		
春日井 兄太	21 . 9 . 4	16	兄	〇〇県△△市□□町		

現住所が市外の場合、市内転入後の住所

小学校入学前までの利用を希望される場合は、終了日の記入は必要ありません

施設利用希望期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日

入園を希望する理由	母親	☒ 就労 ☐ 出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 災害等 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業中(2歳児クラス~年長クラスのみ)	第1希望の保育園に入園する場合の希望保育時間を記入してください
	父親	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業中(2歳児クラス~年長クラスのみ) ☐ その他()	

希望保育時間 平日 8 時 00 分 ~ 16 時 00 分 土曜(希望者のみ) 時 分 ~ 時 分

家庭状況確認書記入例

母親の状況	外勤・内勤・自営・就学・その他	事業所(学校)名	△△銀行		雇用開始(予定)日	平成 26 年 4 月 1 日		
		勤務(予定)地	春日井市□□□□					
		☐ 単身赴任	赴任先住所			赴任(予定)期間		
		勤務時間(正規)	平日	8 時 00 分 ~ 17 時 00 分	土曜	時 分 ~ 時 分		
		通勤(通学)方法	☐ 徒歩 ☒ 自転車 ☐ 自動車 ☐ 公共交通機関 (市内最寄り駅)					
	出産	予定日	年 月 日 予定		☐ 多胎妊娠である			
	障害が病い・	病名・障がい名			病院・施設名			
		手帳の有無	☐ 無 ☐ 有 手帳の種類及び級・判定 ()					
		状況	☐ 入院(年 月 日から) ☐ 自宅療養 ☐ 通院通所 月・週					
	看護・介護	対象者	続柄()		病名・障がい名			
手帳の有無		☐ 無 ☐ 有 手帳の種類及び級・判定 ()						
状況		☐ 自宅療養 ☐ 通院通所 月・週 回		病院・施設名				
求職中	☐ 求職活動中・求職活動をする予定							
不存在	理由	☐ 離婚・未婚 ☐ 失踪 ☐ 拘禁 ☐ 離婚調停中 ☐ その他()						
	発生時期	年 月 日 (頃) から						
父親の状況	外勤・内勤・自営・就学・その他	事業所(学校)名	〇〇会社		雇用開始(予定)日	平成 21 年 4 月 1 日		
		勤務(予定)地	名古屋市中区☆☆					
		☐ 単身赴任	赴任先住所			赴任(予定)期間		
		勤務時間(正規)	平日	8 時 00 分 ~ 17 時 00 分	土曜	時 分 ~ 時 分		
		通勤(通学)方法	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 自動車 ☒ 公共交通機関 (市内最寄り駅 春日井市)					
	障害が病い・	病名・障がい名			病院・施設名			
		手帳の有無	☐ 無 ☐ 有 手帳の種類及び級・判定 ()					
		状況	☐ 入院(年 月 日から) ☐ 自宅療養 ☐ 通院通所 月・週					
	看護・介護	対象者	続柄()		病名・障がい名			
		手帳の有無	☐ 無 ☐ 有 手帳の種類及び級・判定 ()					
状況		☐ 自宅療養 ☐ 通院通所 月・週 回		病院・施設名				
求職中	☐ 求職活動中・求職活動をする予定							
不存在	理由	☐ 離婚・未婚 ☐ 失踪 ☐ 拘禁 ☐ 離婚調停中 ☐ その他()						
	発生時期	年 月 日 (頃) から						

父・母の保育を必要とする理由に応じてそれぞれ記入してください

令和7年1月1日時点の住所が市外の場合	母親	住所	名古屋市守山区〇〇〇	父親	住所	名古屋市守山区〇〇〇
令和8年1月1日時点の住所が市外の場合	母親	住所		父親	住所	

申込児童及び児童と同居している家族内で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人はいますか		
☒ いはい	・ はい	手帳の種類及び級・判定 () 対象者氏名 ()
生活保護を適用中ですか		☒ いはい
同居・別居にかかわらず記入してください 祖父母がいない場合は「不存在」と記入してください		
		日

祖父母の状況	母方	祖父	愛知 祖父夫	小牧市堀ノ内〇〇	63 歳	常勤・パート・自営・無職	入院中・要介護
		祖母	愛知 祖母子	同上	59 歳	常勤・パート・自営・無職	入院中・要介護
	父方	祖父	春日井 祖父介	春日井市鳥居松町5丁目44番地	66 歳	常勤・パート・自営・無職	入院中・要介護
		祖母	不存在		歳	常勤・パート・自営・無職	入院中・要介護

調査
項目

調査事項確認書記入例

いただきます。各園の状況によっては、希望に添えないこともありますのでご了承ください。

1	利用を希望する施設が第十一希望以上ある場合は、第十一希望以降の希望する施設を希望順に記入してください。(何施設でも可)
11 下津保育園、12 マ・メール上条保育園	

2	(注意) 利用を希望する施設を限定する(記載が少ない)ことで、希望の施設へ入園しやすくなることはありません。利用調整を行う場合には、重要な情報となりますので、できる限り利用を希望する施設を記載してください 第十希望以上ある場合で、希望する施設の※第十希望以上ない場合は、希望園のみ	希望しますか。
いいえ	はい	はいの場合、春日井市内のすべての認可保育園の中から利用可能な施設を保育課が調整し決定します。

3	育児休業中での保育園利用の希望ですか(2歳児クラス～年長クラスのみ)。 ※育児休業の対象となっている児童の申込みはできません。 ※育児休業中での利用は基準指数が1点となります。	
いいえ	はい	入園申込みする兄弟姉妹について、「6」の設問を、はいとする場合も、基準指数が1点となります。

4	特別支援保育を希望しますか(年少～年長クラスのみ)。 ※特別支援保育では、児童の発達状況等により、通常保育よりも保育士を多く配置して保育を実施します。	
いいえ	はい	はいの場合、第一希望の保育園での面談を行います。面談の結果によっては、対象とならないこともあります。

5	医療的ケアを希望しますか。 ※医師が集団保育を可能と判断し、医師の指示により看護師が医療的ケアを実施します。	
いいえ	はい	医療的ケアを実施できる施設は、施設の職員体制や、必要な医療的ケアの内容等に応じて、個別に調整します。

6	保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許可できますか。	
いいえ	はい	はいの場合は、審査順番が最後となり、入園の可能性が著しく低くなります。入園が保留となることを確約するものではありません。

7	施設への送迎者及び送迎可能手段をすべてチェックしてください。	保育園へ送迎する可能性がある人及び使用できる交通手段をすべてチェックしてください
	☒ 母 → ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ 自動車 ☐ その他()	
	☒ 父 → ☒ 徒歩 ☒ 自転車 ☐ 自動車 ☐ その他()	
	☐ 祖父・祖母 → ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 自動車 ☐ その他()	
	☐ その他() → ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 自動車 ☐ その他()	

8	保育園等入園前の保育の状況にあてはまるものをすべてチェックしてください。 ☒ 父・母が保育 ☐ 祖父母が保育 ☐ 知人が保育 ☐ 職場へつれて行く ☐ 在園中 園名 () ☐	きょうだいで同時に申請をする場合は記入してください
---	--	----------------------------------

9	兄弟姉妹2人以上同時に保育園の新規申込みをしますか。 はいの場合、同時に申込みをする児童の第一希望保育園名と名前を記入してください。	
いいえ	はい	園名 (第一保育園) 児童名 (春日井 妹子)

※兄弟姉妹2人以上同時に新規申込みをする方に、次の2点についてお尋ねします。

10	1 兄弟姉妹の利用調整方法について(調整方法は、希望に沿えない場合もありますのでご了承ください) 施設の利用調整が必要となった場合、次のAまたはBどちらの調整方法を希望しますか ☒ A 希望施設の順番を下げても兄弟姉妹全員が同じ施設を利用することを優先した調整を希望 ☐ B 兄弟姉妹で異なる施設となっても、児童ごとの希望施設順を優先した調整を希望	きょうだいで2人以上同時に新規利用申込みする場合にチェックしてください
	2 兄弟姉妹の利用時期について 施設の利用調整の結果、申込みをした兄弟姉妹が同時に施設の利用ができないこととなる場合、次のAまたはBどちらを希望しますか ☐ A 申込みをした兄弟姉妹全員の利用を希望しない(申込みをした兄弟姉妹全員が入園保留となります) ☒ B 利用できる児童は利用を希望する	

認定こども園教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）記入例

認定こども園については、利用申込（施設宛）と教育・保育給付認定申請（春日井市宛）が別々になります。
 こちらは2・3号の教育・保育給付認定申請書です。

保 護 者	住 所	〒 486 - 8686 春日井市 鳥居松町5-44		電 話 (0568) 85 - ××××	受付印
	氏 名	春日井 父夫			

次のとおり、施設型給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。

なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む)、生活保護及
 手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及
 びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

該当する区分に○をつけてください

利 用 申 込 児 童 氏 名	性別	保育年数	希望認定区分	2号 ・ 3号	
ふりがな かすがい あねな	男	4	第一希望		
春日井 姉奈			☆☆こども園		
[令和8年4月1日 現在]					
利用申込児童を除く同居する(同一敷地)家族全員を記入してください 同居していない児童(18歳未満)がいる場合は記入してください ※保育料の算定に影響する場合があります	女	年保育	年齢 [R8.4.1 現 在]	児童 との 続柄	勤務先又は学校・保育園等名
生年月日	父	母	兄	妹	祖父
春日井 父夫	61 ・ 10 ・ 29	39	父	母	兄
春日井 母美	63 ・ 1 ・ 18	38	母	兄	妹
春日井 弟郎	28 ・ 8 ・ 5	9	兄	妹	祖父
春日井 妹子	6 ・ 10 ・ 19	1	妹	祖父	兄
春日井 祖父介	34 ・ 5 ・ 18	66	祖父	兄	妹
春日井 兄太	21 ・ 9 ・ 4	16	兄	妹	祖父
きょうだいで同時に申請をする場合は記入してください					
兄弟姉妹の施設申込					
☐ 無 ☒ 有 園名 ☆☆こども園 児童名 春日井 妹子					

令和7年1月1日時点の住所	☐ 春日井市内	☒ 春日井市外 住所 名古屋市守山区〇〇〇
令和8年1月1日時点の住所	☒ 春日井市内	☐ 春日井市外 住所

施設利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日
入園を希望する理由	☒ 就労 ☐ 出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ ☐ 育児休業中(2歳児〜年長クラスのみ) ☐ その他()
現在の保育の状況	☒ 父・母が保育 ☐ 祖父母が保育 ☐ 在園中 園名() ☐ 知人が保育 ☐ 職場へつれて行く ☐ 認可外施設等 施設名()

小学校入学前までの利用を希望される場合は、終了日の記入は必要ありません

認定こども園教育・保育給付認定申請書（1号認定用）記入例

認定こども園については、利用申込（施設宛）と教育・保育給付認定申請（春日井市宛）が別々になります。
 こちらは1号の教育・保育給付認定申請書です。

護 者		春日井市 鳥居松町5-44					
	氏 名	春日井 父夫			電話	(0568)	85 - ××××
					携帯電話	(父) 090 - ××××	(母) 080 - ××××

次のとおり、施設型給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。

なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料（必要に応じ世帯分を含む）、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

利用申込児童氏名			性別	障がいの有無	利用予定施設名	
ふりがな かがい あねな			男 女	有 無	☆☆こども園	
春日井 姉奈						
利用申込児童を除く同居する（同一敷地）家族全員を記入してください 同居していない児童（18歳未満）がいる場合は記入してください ※保育料の算定に影響する場合があります			満 3 歳			
生年月日			年齢 R8.4.1 現在	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名	
春日井 父夫			39	父	〇〇会社	
春日井 母美			38	母	△△銀行	
春日井 弟郎			9	兄	□□小学校	
春日井 妹子			1	姉		
春日井 祖父介			66	祖	令和8年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください（「高校進学予定」等）	
春日井 兄太			16	兄	〇〇県△△市□□町	
T S R						
生活保護の受給状況	① 適用なし 2. 申請中 3. 適用あり(年 月 日)開始					
ひとり親手当の受給状況	① 適用なし 2. 申請中 3. 適用あり(年 月 日)開始 (受給者番号)					
ひとり親家庭等医療証	① 適用なし 2. 申請中 3. 適用あり(年 月 日)開始 (医療証番号)					
障がい者手帳の交付状況	交付者氏名					児童との続柄
	手帳の種類	1.身体障害者手帳 2.療育手帳 級 3.精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳) 級				

※施設記載欄

受付年月日	令和 年 月 日
施設名	
利用内定の有無	有 (令和 年 月 日) ・ 無
備考	

※春日井市記載欄

受付年月日	令和 年 月 日		
認定区分	認定者番号	支給期間	利用施設(事業者名)
1 号		自 令和 年 月 日	
		至 □小学校就学前 □令和 年 月 日	
備考			

○各種サービス・子育て支援施設

※幼児教育の無償化に伴い、サービスによっては料金が異なる場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

～各種サービス～

- 泊まりで預けたい ⇒ ① 児童ショートステイ
- 週に2・3日預けたい ⇒ ② 特定保育
- 急な用事等で預けたい ⇒ ③ 一時保育・一時預かり
- 定期的に通わせたい ⇒ ④ こども誰でも通園制度
- 子どもが病気 ⇒ ⑤ 病児・病後児保育
- 日曜・祝日も仕事 ⇒ ⑥ 休日保育
- { 子育ての手助けをして欲しい (送迎や預かり)
子育てのお手伝いをしたい }
⇒ ⑦ ファミリー・サポート・センター

① 児童ショートステイ

市内にお住まいの18歳未満のお子さんで、その保護者の方が社会的な理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校の公的行事への参加など)により一時的に家庭における子育てが困難になったときに、原則として7日間を限度として、児童福祉施設でお子さんをお預かりします。

(所得に応じて利用料金の負担があります。)

お問い合わせ先: こども家庭支援課

☎0568-85-6229



② 特定保育

毎週2・3日程度お子さんをお預かりします。

実施園: 天使みつばち保育園(朝宮町2-10-12)

対象者: 生後57日目～就学前

☎0568-35-5010



③ 一時保育・一時預かり

保護者(父母・祖父母など)が冠婚葬祭、病気、出産、就労その他の理由により、家庭において保育を行うことが困難なときや、講習会やリフレッシュなどのときに、児童を施設でお預かりします。里帰り出産のために市内に居住している方も、ご利用できます。

一時保育

保育時間: 午前8時30分～午後4時

休園日: 土曜日午後、日曜日、祝休日、年末年始

利用料金: 1,000円～2,500円(1回、一部給食代を含む)

◆実施園◆

<対象者: 6か月児～就学前>

- ・高座保育園(高蔵寺町北3-6-3) ☎0568-51-2611
- ・神屋保育園(神屋町2022-3) ☎0568-88-8739
- ・さくら保育園(出川町8-6-1) ☎0568-52-6006
- ・あさひがおかこども園(田楽町1550) ☎0568-81-8564
- ・はぐくみ保育園(小野町4-2-24) ☎0568-90-8993
- ・神領すまいる保育園(神領町1-6-12) ☎0568-86-0915
- ・マ・メール上条保育園(上条町10-198-3) ☎0568-27-6367

- ・さくら第2保育園(白山町6-4-8) ☎0568-27-7031
 - ・第2はぐくみ保育園(下市場町4-14-1) ☎0568-90-8989
 - ・ことのは熊野保育園(熊野町字水田2255) ☎0568-36-1650
- <対象者: 1歳児～就学前>

- ・白山保育園(味美白山町2-3-2) ☎0568-31-6622
- <対象者: 生後57日目～就学前>

- ・天使みつばち保育園(朝宮町2-10-12) ☎0568-35-5010

一時預かり

◆実施施設◆

子育て子育て総合支援館

場 所: 勝川町8-13(勝川駅南口ビル2階)

利用時間: 午前7時30分～午後7時

休所日: 年末年始

対 象: 市内居住の生後6か月以上の未就学児

☎0568-35-3501

利用時間	利用料	給食代
1日(午前7時30分～午後7時)	3,000円	350円
午前7時30分～午後0時30分	1,500円	日祝日 321円
午後1時～午後7時	1,500円	—

東部子育てセンター

場 所: 中央台2-5(サンマルシェ・アピタ館地下1階)

※接面道路からは地上2階

利用時間: 午前7時30分～午後7時

休所日: 日曜日、祝休日、年末年始、サンマルシェ休業日

対 象: 市内居住の生後6か月以上の未就学児

☎0568-92-7757(午前9時～午後5時)

利用時間	利用料	給食代
1日(午前7時30分～午後7時)	3,000円	350円
午前7時30分～午後0時30分	1,500円	
午後1時～午後7時	1,500円	—
1時間預かり	500円/時間(上限3,000円)	—

JR春日井駅南口一時保育室

場 所: 上条町3-244(さくらす春日井3階)

利用時間: 午前7時30分～午後7時

休所日: 年末年始

対 象: 市内居住の生後6か月以上の未就学児

☎0568-37-3039(午前9時～午後5時)

利用時間	利用料	給食代
1日(午前7時30分～午後7時)	3,000円	440円
午前7時30分～午後0時30分	1,500円	
午後1時～午後7時	1,500円	—

※一時保育・一時預かりはインターネットからの予約申し込みができます。本QRコードを読み込むと予約ページに移ります。



④ こども誰でも通園制度

保護者の就労要件等の有無に関わらず、1か月あたり4時間まで利用できます。



◆実施園◆

- あさひがおかこども園（田楽町 1550） ☎0568-81-8564
 - 神屋保育園（神屋町 2022-3） ☎0568-88-1796
 - こまどり幼稚園（藤山台 5-2-1） ☎0568-91-9750
 - ナザレ幼稚園（桃山町 1-30-2） ☎0568-83-7911
- 利用料金：300 円／時間

対象者：市内在住で保育園等に通園していない6か月児～満3歳児（施設により異なります）

⑤ 病児・病後児保育

保育園などに通っている児童が、病気の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない場合もしくは病気の回復期であり、集団保育が困難な期間に、専用施設で一時的にお預かりします。

◆実施医院◆

- くまい医院（妙慶町 148-1） ☎0568-36-2226
- かめざわクリニック（東野町 1-1-13） ☎080-2618-8568

保育日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時

土曜日 午前8時30分～午後1時

※日曜日、祝日、年末年始を除く

対象者：6か月児～小学3年生

利用料金：2,000 円／日

（食事・おやつ代 600 円が別途必要）※減免制度あり



⑥ 休日保育

保育園が休みとなる日曜、祝休日に保護者の勤労などにより家庭での保育が困難な場合に、児童を保育園でお預かりします。



◆実施園◆

- さくら保育園（出川町 8-6-1） ☎0568-52-6006
- あさひがおかこども園（田楽町 1550） ☎0568-81-8564
- こどものまち小野町保育園（小野町 2-1-1） ☎0568-29-7063

対象者：公私立保育園、認定こども園及び小規模保育園に入所中の児童

⑦ ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら活動する有償のボランティア組織です。会員になるには、講習会の受講が必要です。※専門的な保育を行うのではなく、依頼の範囲内で会員同士の話し合いによって活動を行うものです。

<会員の資格>

- 援助会員は、市内在住の20歳以上の方です。資格や経験、性別は問いません。
- 依頼会員は、市内に在住・在勤・在学している方で、対象の子どもは生後6か月以上小学6年生以下です。

<援助の報酬>

- ・援助活動終了後、依頼会員が直接援助会員に支払います。
 - ・午前7時～午後7時まで 1時間あたり 700 円
 - ・上記以外の時間及び土、日、祝日 1時間あたり 800 円
- ※援助会員に費用の負担をかけた場合は、依頼会員が実費を支払います



<問い合わせ先>

春日井市ファミリー・サポート・センター

春日井市勝川町 8-13（子育て子育て総合支援館内）

☎0568-35-3516

開所時間：午前9時～午後7時

休所日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始

～子育て支援施設～

子育て子育て総合支援館（かすかいげんきっ子センター）

勝川駅南口ビル2F という便利な場所にあり、館内はおやこ広場（ままごとコーナー、0～1歳のコーナー、図書コーナー、遊戯室など）や児童の部屋、卓球の部屋など安心して利用することができます。また一時預かりや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの事務局もあります。

自由来館：午前9時～正午、午後1時～午後6時

開館時間（児童の部屋は、午前9時～正午と午後1時～午後5時）

自由来館：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日で休館日でない日）、年末年始

所在地：勝川町 8-13（勝川駅南口ビル2階）

☎0568-35-3501



子育て支援センター

未就園児とその保護者を対象とした施設で、子育て中の親子の交流の場です。自由来所や親子教室・育児講座などを開催しています。子育てについてのアドバイスや、子育てサークルの支援活動も行っています。

● 春日井市子育て支援センター

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

休所日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

所在地：上八田保育園内（八田町 2-13-6）

☎0568-85-8824



● 神屋子育て支援センター

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後3時

（子育て相談は午後4時まで）

休所日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始、4月初旬、8月中旬、3月下旬

所在地：神屋保育園内（神屋町 2022-3）

☎0568-88-8333



児童センター



0歳から18歳未満のお子さんを対象に遊びを中心とした幅広い活動の機会を提供しています。未就園の乳幼児とその保護者を対象としたひよこ教室や絵本の読み聞かせ、育児相談、小・中学生対象の各種講座などを開催しています。戸外遊び場ではすべり台やブランコ、遊戯室兼体育ホールでは卓球で遊ぶことができます。

開所時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時30分
休所日：月曜日、年末年始
遊び場等：児童図書室、体力増進室、遊戯室兼体育ホール、戸外遊び場、集会室（飲食コーナー）など
所在地：浅山町1-2-61（総合福祉センター内）
☎0568-87-6866

交通児童遊園



自転車に乗って交通ルールを学べる信号機付きのトレーニングコースや蒸気機関車・消防自動車の展示もあります。室内では、あそびスペース・多目的ホール・創作室などで様々な遊びが楽しめます。その他、季節の行事などの催しも行っています。

開所時間：午前9時～午後6時（一部午後4時30分で終了）
休所日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所在地：弥生町2-70 ☎0568-81-1301

東部子育てセンター



子育てが家庭で安心して子育てできるよう、子育て相談・情報提供の実施や、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象としたつどいの広場を実施し、子育て家庭の交流の場を提供します。また、一時預かりも実施しています。

開所時間：午前10時～午後4時
休所日：日曜日、祝休日、年末年始、サンマルシェ休業日
※第一日曜日は、つどいの広場のみ実施
所在地：中央台2-5（サンマルシェ・アピタ館地下1階）
※接面道路からは地上2階
☎0568-92-7757

子育て応援広場キッコロ



概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象とした自由来所のひろばです。子育て講座や各種教室を行い、併設特養の高齢者と一緒に誕生会や絵本の会等を開催しています。子育て家庭の交流の場として気軽に集まって語り合い遊ぶことができるひろばです。

開所時間：午前10時～午後3時
休所日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始
所在地：四ツ家町字四ツ家221-1
（特別養護老人ホーム春日井樹の里併設）
☎0568-33-3666

ぐりんぐりん（子ども屋内遊び場）



季節や天候に関係なく乳児から小学生までが思いきり遊べる屋内施設です。発達を促す遊び場のデザインや発達段階に沿った遊び環境の提案に定評のあるボーネルンド社の遊具や玩具を設置し、子どもの年齢に応じた4つのエリアを配置しています。

開所時間：午前9時～午後6時
休所日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所在地：東野町字落合池1-2（グリーンパレス春日井2階）
利用料：1人1回100円（※3歳未満及び保護者は無料）
☎0568-37-1171

グルッポふじとう児童館



学校跡地の教室を利用した児童館で、小中高生には体育館も開放するなど、遊びを中心とした幅広い活動の場を提供しています。年齢別の親子教室や絵本の読み聞かせ、育児相談、各種講座、季節行事などを開催しています。児童館以外にもコミュニティカフェや図書館などがあります。

開所時間：午前9時～12時、午後1時～6時（乳幼児3時まで、小学生5時まで、中学生6時まで）
体育館：火曜日～金曜日 午後4時～6時（小学生5時まで、中学生6時まで）
休所日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所在地：藤山台1-1（高蔵寺まなびと交流センター1階）
☎0568-37-4926

こども家庭支援課



● 母子・父子自立相談

専門的な知識を持った相談員が、ひとり親家庭や離婚前の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援を行います。

場 所：市役所2階

時 間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（祝休日、年末年始を除く） ☎0568-85-6208

● 児童虐待防止相談

児童虐待に関する相談を行います。

場 所：市役所2階

時 間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

（祝休日、年末年始を除く） ☎0568-85-6229



○認可外保育施設

認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に規定する乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事等の認可を受けていない施設を総称したものです。

お子さんを預ける施設を決める際には、施設の見学や各施設に問合せをするなど、必ずご自身で保育内容等を確認してください。なお、この一覧は、愛知県に届け出た施設のみを掲載しています。

令和7年10月現在

番号	施設名	所在地	電話番号 市外局番0568	一時 預かり
1	保育所王子園	下津町184番地1	85-1512	有
2	保育園ハイジの森（※1）	柏原町1丁目229番地2	29-6595	有
3	ダールルイーマーン春日井保育園	神屋町1662番地1	70-1910	
4	高蔵寺キッズガーデン	高蔵寺町6丁目8番地14	53-4365	
5	キーウィングリッシュプリスクール	東野町2丁目1番地20	29-7795	
6	ブランシェ・キッズガーデン	勝川新町3丁目34番地	33-0555	有
7	自然保育 森のたんけんたい	石尾台4丁目5番地14	090-9184-6692	有
8	森の保育園	牛山町2567番地1	58-8738	
9	みんなのおうちHYGGE	高山町1丁目2番地9	44-0483	有
10	Global Sparkle Kids	如意申町8丁目3番地15	32-0588	
11	リーベルインターナショナルスクール	瑞穂通6丁目17番地1	0120-815-317	
12	松河戸モグ保育園（※2）	松河戸町1丁目10番地19	41-8610	有
13	ロジキッズ朝宮（※2）	八田町5丁目16番地5	54-8801	
14	ベティさんの家キッズルーム高蔵寺（※2）	中央台1丁目1番地10	94-0070	有
15	マルイチ・ママサボ勝川駅前園（※2）	勝川町6丁目151番地 ルネッサンスシティ勝川2番街106号	34-1919	有
16	サンキッズランド勝川駅前（※2）	松新町5丁目8番地7 ローレルコート勝川駅前1階	37-3255	有
17	PRECIOUS・GARDEN（※2）	柏原町3丁目221番地	87-3215	有

※1 労働局が助成する企業内保育施設です。地域のお子さんの利用も可能です。

※2 内閣府が助成する企業内保育施設です。地域のお子さんの利用も可能です。

○幼稚園

幼稚園は学校教育法に定められた学校教育施設です。満3歳から小学校就学前までの児童を対象としています。預かり保育等も併せて実施しているところもあります。詳しくは直接幼稚園へお尋ねください。

令和7年10月現在

番号	施設名	所在地	電話番号 市外局番0568
1	高蔵寺	高蔵寺町4丁目23番地8	51-0764
2	ひなご	神領町1丁目26番地6	83-8481
3	いとう	大泉寺町154番地4	81-8819
4	月見	月見町5597番地3	81-3316
5	第二ひばり	藤山台10丁目8番地2	91-3003
6	味美	味美町3丁目155番地	31-7848
7	菊武	柏原町1丁目60番地	31-4006
8	藤山台	藤山台1丁目4番地1	91-0831
9	三ツ星	如意申町6丁目17番地1	31-3532
10	牛山	牛山町2082番地1	32-2315
11	こまどり	藤山台5丁目2番地1	91-9750
12	ナザレ	桃山町1丁目30番地2	83-7911
13	桜ヶ丘	篠木町7丁目35番地2	84-3888
14	ひかり第一	高森台7丁目4番地1	92-3244
15	ひがしの	東野町6丁目9番地1	84-1510

※ 幼児教育無償化の対象となるには、別途申請が必要です。詳しくは保育課又は施設にお問い合わせください。

入園申込提出書類チェック表（書類を提出する前に必ず必要書類があるかチェックしてください）

○共通書類

☐	令和8年度保育利用申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書（2・3号用）（1/4）
	家庭状況確認書（2/4）
	調査事項確認書（3/4）
	入園申込確認事項チェック表（4/4）
☐	入園前の生活状況
☐	個人番号提供書
☐	在園証明書（条件に該当する場合のみ）

※在園証明書については、認可外保育施設・市外の認可保育施設に在園している場合で、実際に月60時間以上就労しており、入園後も継続して就労を予定している方が対象となります。

○父親・母親の入園を希望する理由に応じた書類（父親、母親それぞれの理由に応じた書類が必要となります。）

※兄弟姉妹2人以上同時に申込みをする場合は、一部原本他はコピーで可
※自営業・農業の方は、就労証明書及び直近の確定申告書の写し（新規開業の場合は開業届）の2種類の書類が必要となります。

父親	母親	書類名	入園を希望する理由
☐	☐	就労証明書	就労している方
			就労予定であり仕事先が決まっている方
			育児休業中の方（2歳児～5歳児のみ）
☐	☐	直近の確定申告書の写し又は開業届（新規開業の場合）	就労しており自営業・農業の方
☐	☐	母子健康手帳（写し）	妊娠・出産の方
☐	☐	診断書又は障がい者手帳（写し）	疾病・障がいの方
☐	☐	看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）	看護・介護の方
☐	☐	罹災証明書	災害復旧の方
☐	☐	就労予定申立書兼誓約書	就労予定であり仕事先が決まっていない方
☐	☐	就学証明書及びカリキュラム	就学の方

※離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

○申込みの際に提示するもの（郵送で申込む場合はその写しを同封してください。）

☐	入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード、住民票等）
☐	申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

☆保育料等の決定について

令和7年1月1日（9月以降利用の場合は令和8年1月1日）に春日井市に住民票がなかった方は、個人番号（マイナンバー）で、他市区町村の税情報を照会します。税情報が確認できなかった場合は、次の書類が必要となりますのでご承知おください。（所得の申告をしていない場合は、申告してください。）

父親	母親	利用開始月	書類名
☐	☐	4月～8月	令和7年度市県民税課税証明書（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）
☐	☐	9月以降	令和8年度市県民税課税証明書（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）

※令和7年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和7年1月1日に住民票があった市区町村です。
※令和8年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和8年1月1日に住民票があった市区町村です。
※配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。
※税情報が確認できない場合や課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。

作成 春日井市こども未来部保育課

電話0568-85-6202

令和7年10月1日

※最新の情報は市のホームページを確認してください。